

# 障害者の法定雇用率の引き上げ

障害者の法定雇用率が平成25年4月1日から変わります。

平成25年4月1日以降 : 2.0% (民間企業)

(平成25年3月31日までは1.8%)

## 障害者雇用率制度とは…

事業主は、雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が、一定率以上になるよう法律（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）で義務づけられています。

法律で定められた一定率を「法定雇用率」といいます。

法定雇用率が2%ということは、50人以上従業員を雇用している事業主は、障害者を雇用しなければならないということです。

対象となる事業主には、以下の義務があります。

- ①毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告すること
- ②障害者雇用推進者を選任するよう努めること（努力義務）

## 障害者雇用納付金制度

法定雇用率を下回っている事業主（従業員200人超）から、法定雇用障害者数に不足する人員に応じて納付金が徴収されます。一方で、法定雇用率を上回っている事業主に対して障害者雇用調整金、報奨金等の助成金を支給する制度です。

## 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度

- ・職業紹介…ハローワーク
- ・職場定着支援、事業主への助言…地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
- ・各種助成金…ハローワーク、高齢・障害・休職者雇用支援機構



お問い合わせはこちらまで



柚木社会保険労務士事務所

Yunoki Labor and Social Security Attorney

〒171-0021

東京都豊島区西池袋 3-21-13-1011

TEL : 03-5953-2871 FAX : 03-5953-2872

## 業 務 内 容

労働・社会保険の年度更新・算定業務等  
各種助成金の申請  
従業員の入退社に伴う人事・労務管理  
給与計算  
就業規則作成  
安全衛生管理  
個別労働関係紛争の解決  
その他行政対応  
年金相談